

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。その中小業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合で86万円、家族の場合で50万円、このわずかな控除額が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、後継者育成にも大きな妨げとなっています。

税法上は青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、白色申告者と差をつける制度自体が矛盾しています。

昨年3月国連女性差別撤廃委員会からも「所得税法の見直しを検討すること」を勧告されています。一昨年末に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならぬ」と答弁しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」と認め、家族従業者的人格・人権・労働を正当に評価しています。

よって、国連からの勧告、政府の見解などから、人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、所得税法第56条を廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年12月　　日

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
法務大臣 殿

福岡県芦屋町議会